

大会名称：2018年度 秋期中部学生ヨット選手権大会
大会期日：平成30年9月29日（土）～平成30年9月30日（日）
共同主催：中部学生ヨット連盟、愛知県ヨット連盟
協 力：豊田自動織機 海陽ヨットハーバー

帆走指示書

1. 規 則

- (1) 本大会には「セーリング競技規則 2018 – 2020」(以下規則という)に定義された規則が適用される。ただしこれらの規則等のうち、帆走指示書により追加または変更されたものを除く。
- (2) 最新の「470 クラス学連申し合わせ事項」、「スナイプクラス学連申し合わせ事項」、「全日本学生ヨット連盟規約」が適用される。これら規則は、愛知県ヨット連盟ホームページから入手することができる。
- (3) 付則 P を適用する。
- (4) SCIRA 規則の「国内及び国際選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- (1) 帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予告信号予定時刻 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
- (2) レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発せられる信号

- (1) 陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。
- (2) [DP] D 旗が音響信号 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。最初にスタートするクラスのスタート予告信号は、D 旗掲揚 40 分以降に発する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- (3) 指示 5(1)に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚されない。予告信号予定時刻の 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期されている。

5. レースの日程

(1) レースの日程は次の通りとする。

9月29日 (土) 1日目の最初のレース 予告信号予定時刻

国際470クラス 10:00

国際スナイプクラス 10:07

以降のレースは引き続き行うものとする

9月30日 (日) 2日目の最初のレース 予告信号予定時刻

国際470クラス 9:30

国際スナイプクラス 9:37

以降のレースは引き続き行うものとする

閉会式は9月30日に実施する。

(2) 本大会のレース数は、各クラス最大8レース、1レースをもって成立とする。

1日に実施するレース数は、レース委員会の裁量によるものとする。

(3) 各日程における各クラスの次のレースは、それぞれ可能となれば、引き続き実施する。この場合、レース委員会信号艇は引き続き行なわれるレースの最初のクラスの予告信号の5分前以前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚し競技者に通知する。

次のクラスのスタートを連続して実施する場合は、次のクラスに対してオレンジ旗の掲揚は行わない。

(4) 9月30日は13:31より後に予告信号は発せられない。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス 旗

470クラス 470旗

スナイプクラス スナイプ旗

7. レースエリア

添付Aに概ねのレースエリアの位置を示す。

8. コース

添付Bの見取り図はレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークの通過すべき側を含むコースを示す。

9. マーク

(1) マーク1、2は、各数字入りの蛍光黄色の円筒形ブイを使用する。

(2) スタート・マークは、スタートボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。

- (3) フィニッシュ・マークは、スタートボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- (4) 指示 11 に規定する新しいマークは、蛍光黄色の円筒形ブイとする。

10. スタート

- (1) レースは以下の追加事項と、規則 26 に従いスタートさせる。
- (2) スタート・ラインは、スタートボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているマストと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- (3) [DP] 予告信号の発せられていないクラスの艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 50m 以内の範囲及びコースサイドを回避していかなければならない。
- (4) スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則 A4 および A5 を変更している。
- (5) 規則 30.4 「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、又はレースがスタート信号後中止となった場合、黒色規則に違反した艇のセール番号をそのレースの次の予告信号以前にレース委員会運営艇の後部に掲示する。これは規則 30.4 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スタートボードの端にある青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13. タイムリミット

スタートし規則 30.3 または 30.4 が用いられた場合、各々に違反しない先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後 10 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35、A4 及び A5 を変更している。

14. コースの短縮又は中止

規則 32.1 以外に、レースを続行するに支障を来たす風速の低下が一定期間継続した場合、レース委員会は「レースの中止」又は「コースの短縮」をする場合がある。

15. [DP] ペナルティー方式

規則 44.1、44.2 に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締め切り時間内にプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上プロテスト事務局へ提出しなければならない。

16. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議および救済要求は、所定の用紙に記入の上、当日の当該クラス最終レース終了後 60 分以内にプロテスト事務局へ提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会による規則 61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。これは規則 61.1(b) を変更している。
- (3) 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 15 分以内に公式掲示板に通告を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (4) 指示 10(3)、18(1)、18(2)、18(4)、19、20、22 の違反は艇による抗議または救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(a) を変更している。
- (5) レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

17. 得 点

- (1) クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム 3 艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。これは規則 A2 を変更している。
- (2) 総合順位は、両クラスに参加したチームの両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。
- (3) タイについては、規則 A8 の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。

18. 安全規定

- (1) [DP] 出艇しようとする競技者は、当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間に大会本部前に出される出艇・帰着表にサインをしてから出艇しなければならない。
- (2) [DP] 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合その代理人）は着艇後速やかに大会本部前の出艇・帰着表にサインをしなければならない。記載はレース終了後（引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後）60 分以内とする。但しこの時間はレース委員会の裁量により延長することがある。
- (3) [DP] 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その艇の関係者はその旨をレース委員会に速やかに届け出なければならない。
- (4) [DP] リタイアしようとする艇は、速やかにレースエリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示 18(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できるリタイア報告書を提出しなければならない。やむを得ずレース委員会艇にリタイアの旨を伝える事が出来なかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。
- (5) レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助する場合がある。この強制救助の判断については、艇からの救済の要求の根拠

とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。

- (6) 指示 18(1)、18(2)の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1 点を上回らない。これは規則 63.1、A4 および A5 を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示 18(1)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 18(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

19. [DP] 乗員の交代と装備の交換

- (1) 競技者は各日の最初のレースの乗員を所定の用紙に記入の上、指示 18(1)と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の 2 レース目以降海上で競技者の交代をする場合は、予告信号前にレース委員会信号艇に変更がある旨を伝え、承認を受けなければならぬ。この場合所定の用紙に記入の上、指示 18(2)と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (3) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されぬ。交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

20. [DP] 支援者

- (1) 各チームの支援者・応援者の乗る船はレース艇・レース委員会艇及びプロテスト委員会艇の運航を妨げてはならない。
- (2) 最初にスタートするクラスの予告信号予定時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリア内に進入してはならない。さらに全てのレース艇から概ね 100m 以上の距離を隔てて航行しなければならない。
- (3) 引き続きレースが行われる場合、前のレースの終了から次のレースの予告信号が発せられるまでの間、競技者に対して指示 20(2)のエリアの外で物品や飲食物、ごみの授受支援を行ってもよい。
- (4) 天候状況によりレース委員会から各支援艇・応援艇に対してレース艇への救助要請を行う場合、レース委員会艇に「グリーン旗」を掲揚する。この時には指示 20(2)は適用されぬ。
- (5) 指示 20 に対する違反、又はレース委員会艇からの指示に従わなかつた支援者・応援者の乗る船に対しては、以降出艇を許可しない。

21. 装備と計測のチェック

艇または備品は、規則に従つてることを確認するためいつでも検査されることがある。

22. 無線通信

競技者は、レース中無線通信を行つてはならない。また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

23. 賞

レース公示とおり、賞を与える。

24. 責任の否認

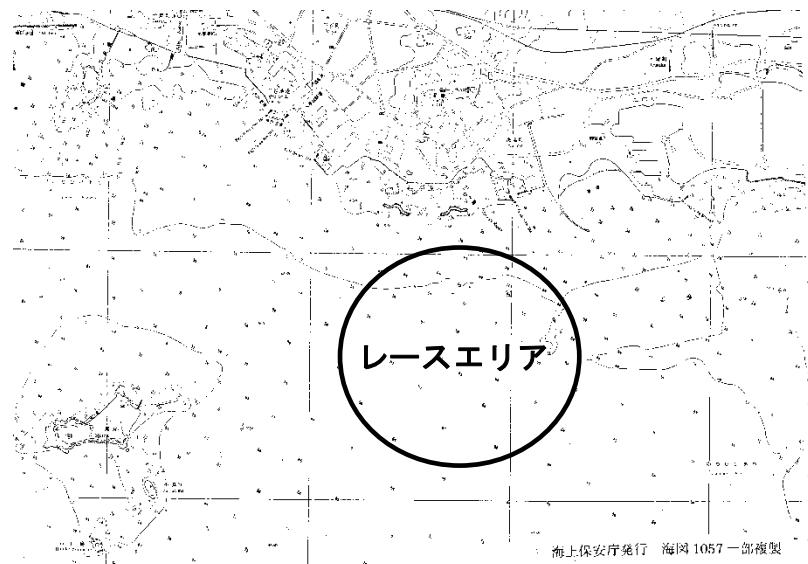
競技者は、自分自身の責任において大会に参加する。規則 4 「レースをすることの決定」

を参照されたい。主催団体は、本大会前後、期間中に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

25. その他

本大会（レース公示、帆走指示書及びその他レース）に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会が裁量するものとする。

添付A : レースエリア



添付B : コース見取り図

